様式第7号（第9条関係）

第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

措置命令書

建築物の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、丸亀市建築物における駐車施設の附置に関する条例に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり措置を命じます。

記

|  |
| --- |
| 措置 |
| 理由 |

（付記）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。